

# 総合評価落札方式ガイドライン Q&A

令和6年(2024年) 2月

北海道建設部建設政策局建設管理課

# 総合評価落札方式ガイドラインQ&A

## 目次

1	適用範囲	.....	1
2	評価値算出方法	.....	1
3	低価格入札への対応	.....	1
4	簡易な施工計画	.....	3
5	企業の施工能力等	.....	4
6	配置予定技術者	.....	7
7	担い手の育成・確保	.....	8
8	地域の守り手確保	.....	15
9	地域建設業経営環境評価	.....	16
10	その他	.....	18

## 1 適用範囲

Q1-1： A等級工事は全て総合評価落札方式を適用するのか？

A： 発注時期等に制限がある場合や各建設管理部の総合評価審査委員会で適用することが不適当とされた工事（工事内容を総合的に勘案）は適用しません。

Q1-2： B等級以下の工事は総合評価落札方式を行わないのか？

A： 工事の難易度などにより、各建設管理部の総合評価審査委員会で必要と認められる工事は適用します。

Q1-3： B等級工事であっても、A等級の格付けされた業者が実施する工事はどうするのか？

A： 予定価格が発注標準におけるA等級工事となる場合を原則とし、それ以外については工事の難易度などに応じて各建設管理部の総合評価審査委員会で必要と認められる工事は適用します。

Q1-4： 乙型企业体の場合のA等級工事は、一般土木のみの金額で判断するのか、それとも、一般土木 + 舗装 の合計の金額か？

A： 一般土木又は舗装でA等級対象額となる場合に適用の対象とします。  
また、A等級未満でも各建設管理部の総合評価審査委員会で、必要と認められる工事は適用します。

## 2 評価値算出方法

Q2-1： 簡易型について「加算方式」に一元化している理由はなにか？

A： 除算方式は価格が低いほど評価値が高く、結果的に価格による競争となる傾向が高くなり、加算方式は価格評価点と技術評価点及び施工体制評価点をそれぞれ独立して算出するため、技術力の評価が明確となります。より一層工事の品質確保に向け、技術力の評価を高めるために加算方式へ一元化しています。

Q2-2： WTO工事はどうして除算方式なのか？

A： WTO工事は、国際的なルールである「政府調達協定」に基づき実施されるものであり、実施方法等についても、国と整合を図る必要があり、除算方式により実施しています。

Q2-3： ガイドライン「Ⅱ-2-4 価格評価点の算出」において、「総合評価競争入札結果一覧表」における価格評価点の桁数は小数第2位まで記載すると書いてありますが、小数第2位未満は切り捨てして計算されるのですか？

A： 「総合評価競争入札結果一覧表」においては、用紙のレイアウトの都合上、小数第2位まで記載することとしていますが、価格評価点は、順位が確定できるまでの桁数を有効としています。

## 3 低価格入札への対応

Q3-1： 施工体制評価とは、何を評価するのか？

A： 低入札調査基準価格未満の低入札工事は、下請け業者のしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等が懸念され、施工体制が確保されないおそれがあることから、適切な施工体制が確保されることを評価するものです。

Q3-2： 施工体制評価とは、どの様に評価するのか？

A： 施工体制の評価は、必要がないと認められる場合を除き、開札後に応札した者から、積算内訳説明書の提出を求め、その内容を審査した上で施工体制評価点を確定します。

Q3-3： 施工体制評価点は、どのような評価基準で決定するのか？

A： 応札者から提出された積算内訳説明書の内容により、次表により3段階に評価します。

積算内訳説明書による審査結果	評価	施工体制評価点
施工体制が十分確保されている場合	評価A	15
施工体制が概ね確保されている場合	評価B	5
施工体制の確保がされない恐れがある場合	評価C	0

※ 積算内訳説明書の記載内容については、必要に応じてヒアリングを実施できることとし、その際には別途追加資料を求めることができる。

Q3-4： 施工体制評価は、どのタイプに適用するのか？

A： 標準型（WTO対象工事）を除く全ての総合評価落札方式で適用します。

Q3-5： 「積算内訳説明書に不備があるもの」とあるが、具体的にどのような場合に「不備」となるのか？

A： 「積算内訳説明書に不備があるもの」とは、次の事項に該当する場合は。

- ① 合計金額が入札金額と異なる。
- ② 工事名等に誤りがある。
- ③ 内訳の合計が合わない箇所がある。
- ④ 未記入の工種がある。
- ⑤ 値引き等、根拠のない減額の記載がある。

Q3-6： 提出した積算内訳説明書に誤りがあったため、修正し再提出したいが、修正及び再提出は認められるのか？

A： 提出された積算内訳説明書の修正及び再提出は認めません。このため、提出にあたっては記載間違いのないよう確認願います。

Q3-7： 総合評価落札方式の失格基準価格とは？

A： WTO対象工事を含む全ての総合評価落札方式の工事は、各費用にそれぞれの基準率を乗じて得られた金額の合計額に満たない場合は失格となります。

ただし、その額が予定価格の100分の87を超える場合にあっては、予定価格に100分の87を乗じて得た額を上限とします。（直接工事費97%、共通仮設費90%、現場管理費90%、一般管理費30%）

Q3-8： 電気・機械・建築工事では失格判断基準はどうなるのか？

A： 失格判断基準は、総合評価落札方式で実施する工事が適用されており、建築工事等においても総合評価落札方式で実施する場合は対象となります。

Q3-9： 値引きを行った場合はどのような扱いになるのか？

A： 低入札価格調査では、値引きを含まない入札価格内訳書を提出いただき、その内容により適否の判断をしております。

## 4 簡易な施工計画

Q4-1： ガイドライン「Ⅲ-3-2-1 簡易な施工計画」の「(4)簡易な施工計画の評価基準・評価方法 ウ 留意事項」(ア)に「簡易な施工計画の審査において以下の場合、該当する技術的所見全ての評価対象項目について加點評価しないものとする」と記載されていますがどのような意味ですか。

A： 例えば技術評価項目の「品質管理に係わる技術的所見」の所見内容に、「(4)簡易な施工計画の評価基準・評価方法 ウ 留意事項」(ア)に示すような事項に1つでも該当する場合、「品質管理に係る技術的所見」の評価点は0点となります。  
その他、各建設管理部で定める様式における制限事項（フォントサイズ等）が遵守されていない場合も同様の判断になる場合があります。

Q4-2： 「簡易な施工計画」の技術的所見において評価された内容について、工事施行成績評定における「創意工夫」や「社会性等」の評価対象となるのか？

A： 「簡易な施工計画」の技術的所見において採用された内容については、工事施行成績評定における「創意工夫」や「社会性等」の評価対象となりません。

Q4-3： 「簡易な施工計画」の技術的所見において加點評価されなかった内容については、履行確認しないとあるが、実施しなくてもよいのか？

A： 「簡易な施工計画」の技術的所見において加點評価されなかった内容については、履行義務はありません。

Q4-4： 「簡易な施工計画」の技術的所見において、NETIS掲載の新技术がある場合、NETIS番号の記載のみで添付資料は不要とあるが、NETISと知らず資料を添付した場合は評価されないのか？

A： 当該工事の品質向上等に効果があるかどうかを確認できる場合に評価します。下記に評価する場合と評価しない場合を記載します。

- NETIS掲載の新技术と知らず資料を1枚添付した場合、添付資料で効果が確認できる場合は評価します。
- NETIS掲載の新技术としNETIS番号を記載の上、誤って資料を1枚添付した場合、効果が確認できれば評価します。
- NETIS掲載の新技术としながらNETIS番号の不記載、番号の間違ひは、資料を1枚添付している場合でも使用する技術が明確でないため評価しません。この場合、添付資料にNETIS番号が記載されていても評価しません。

※ 受発注者双方の負担軽減のため、NETIS掲載の新技术は、NETIS番号の記載のみとし資料は添付しないようお願いします。

Q4-5： 「簡易な施工計画」の技術的所見において、NETIS掲載以外の新技术等は、技術的所見毎に添付資料は1枚限りとありますが、2枚以上添付した場合、全く評価されないのか？

A： NETIS掲載以外の新技术等は、その技術の内容・効果を確認するために、添付資料を1枚限り提出可能としており、2枚以上添付した場合は、2枚目以降は確認しませんので、1枚目で技術の内容・効果が確認できない場合は、評価しません。

Q4-6： 「簡易な施工計画」の技術的所見における添付資料は、全体で何枚まで添付可能ですか？

A： 施工計画審査タイプⅠ型の場合、NETIS掲載の新技术がない場合、最大で「簡易な施工計画」の3項目×2事項×1所見＝6枚までとなり、施工計画審査タイプⅡの場合、最大で「簡易な施工計画」の2項目×2事項×1所見＝4枚までとなります。

Q4-7： 「簡易な施工計画」の技術的所見において、複数の事項に効果がある技術を重複して記載した場合について、評価(加点)対象となるのか？

A： 全く同一の技術を用いて複数の事項に技術的所見を記載した場合は、最初に記載のある一つの事項についてのみ評価し、以降の記載については評価しません。

## 5 企業の施工能力等

Q5-1： 「工事施行成績」の平均点を算出する場合の過去2年間の対象期間はどのようになりますか？

A： 2年前の1月1日から前年度の12月31日までに完成し、引渡しが完了した工事を対象とします。つまり、12月31日までに完成し、1月以降に工事完成検査を受けた場合でも対象となります。

Q5-2： 「工事施行成績」の評価において、格付A等級業者で過去2年間に工事を行っていない業者はどうなるのか？

A： 格付等級によらず、過去2年間の平均点を基本とする。ただし、過去2年間に実績がない企業については、当面の措置として、過去4年間（鋼橋上部工事については、過去8年間）の平均点で評価を行うこととしています。

Q5-3： 「工事施行成績」における評価対象工事の「当該工事と同じ入札参加資格による工事」とは、一般土木、舗装、建築ごとの参加資格区分による工事施行成績ごとに設定されるもので、建設管理部及び建設部建築局発注の工事施行成績の全てによるものではないと考えていいか。この場合、乙型による一般土木と舗装の企業体はどのように区分されるのか？

A： 評価対象の範囲における「当該工事と同じ入札参加資格による工事」とは、全道における各建設管理部の一般土木、舗装、建築等ごとの参加資格区分による工事施行成績ごとに設定されるものです。乙型の工事施行成績は、一般土木の担当業者は一般土木の工事施行成績に、舗装の担当業者は舗装の工事施行成績になります。

Q5-4： 「工事等優秀者表彰」において、乙型共同企業体の場合の評価対象の種類はどのようになりますか？

A： 乙型共同企業体の構成員の担当職種による表彰実績を評価の対象とします。

Q5-5： 「工事等優秀者表彰」の申請とはどのようなことか？

A： 過去3年間に表彰実績のある企業は、各建設管理部において年1回に限り、0.5点の申請ができます。ただし「申請」は工事を落札するまで申請できます。なお、年1回とは、当該年度（4月1日～3月31日）において入札公告を行う工事に対し、入札参加資格区分ごとに1回限りとなります。

Q5-6： 「工事等優秀者表彰」の申請は複数の工事において申請可能ですか？

A： 複数の工事において申請できます。ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、先行する工事以降の申請済みの工事の評価は、0点として評価値を算出します。（評価点事後審査方式の場合は、自己採点申請書を0点に修正）します。

なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順）で判断することとし、評価点事後審査方式を含むものとします。また、同一入札日で複数申請している工事の内、施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下、「提出対象工事」という。）がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断します。

Q5-7： 「工事等優秀者表彰」において、共同企業体の構成員の複数に過去3年間の表彰実績がある場合の申請の取扱いはどうになりますか？

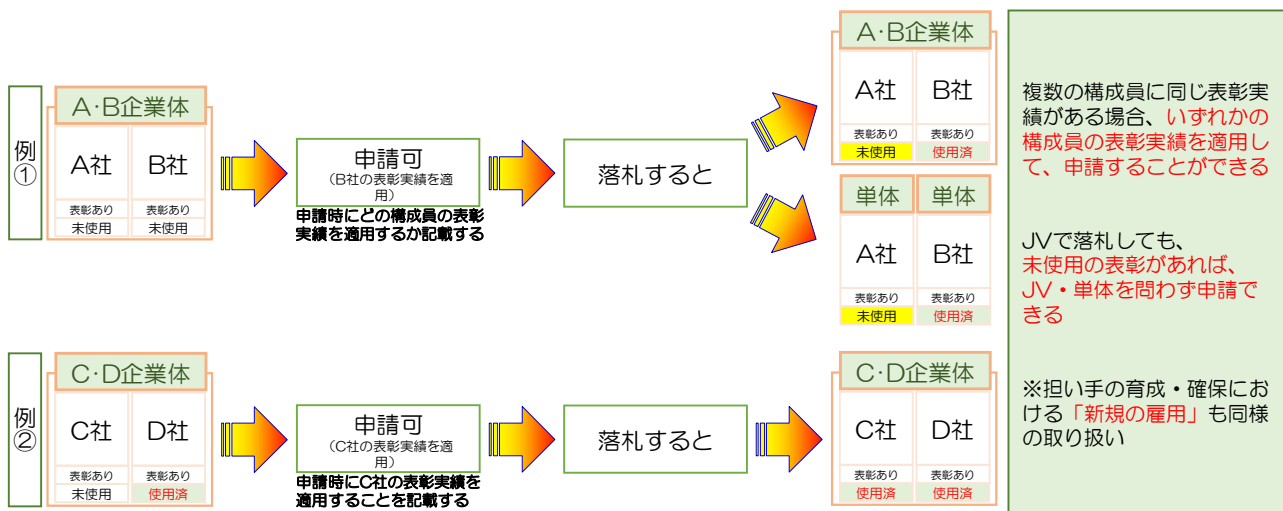
A： A・B共同企業体の構成員A・Bともに表彰実績があり、構成員Aが、すでに以前の工事において当該建設管理部に申請をして、その工事を落札している場合は、構成員Aの表彰実績をもって申請することはできません。

ただし、同じ表彰実績のある構成員Bが、それ以前の工事で申請し落札者になっていない場合は、構成員Bの表彰実績をもって、当該共同企業体の申請とすることができます。

例1) 共同企業体の構成員が2社とも表彰実績があり、構成員の2社とも、それ以前の工事において当該建設管理部に申請をしていない場合、いずれかの構成員の表彰実績により申請することができます。ただし、申請による落札以後は、申請した構成員は、単体、共同企業体を問わず申請できません。

例2) 共同企業体の構成員が2社とも表彰実績があり、その内構成員の企業Aが、すでに同日入札の他の工事において当該建設管理部に申請している場合においても、この共同企業体が企業Aの表彰で申請することは可能です。ただし、同日重複して申請している企業Aが、他の申請している工事で落札候補者となった場合は、当該工事の次以降の申請済みの工事の評価は、単体・共同企業体での申請を問わず「0点」として評価します。

図解 共同企業体における表彰等の取り扱い



Q5-8： 「工事等優秀者表彰」において、単体で申請を行い落札した企業は、共同企業体で申請できますか？

A： 申請を行い落札した企業は、その年度、当該建設管理部におけるその後の工事について、単独・共同企業体などの型式を問わず、全ての入札で当該企業の表彰実績をもって申請することはできません。

Q5-9： 「工事等優秀者表彰」において、表彰実績がない企業Aと表彰実績のある企業Bとの経常建設共同企業体(甲型)で申請を行い落札し、その後の入札において企業Aが表彰実績のある企業Cと経常建設共同企業体(甲型)を組んだ場合、申請は可能か。

A： 評価基準は表彰実績のある企業が各建設管理部において入札参加者の申請に基づき年1回に限り申請ができることとしています。したがって、企業Aは表彰実績がないことから、表彰実績があり、まだ「工事等優秀者表彰」を申請し落札していない企業Cと共同企業体を組んで申請することは可能です。

なお、経常建設共同企業体は、一つの企業が登録機関(各建設管理部等)毎に登録できる回数が、資格の種類(組み合わせ)毎に1回となっています。例えば、企業Aと企業Bが一般土木工事の入札参加資格を有する経常建設共同企業体(甲型)で登録されている場合、その登録機関では、企業Aと企業Cが一般土木工事の経常建設共同企業体(甲型)として登録はできません。

Q5-10： 「工事等優秀者表彰」はないが、「北海道チャレンジ企業表彰」を過去に受賞している場合、「工事等優秀者表彰」の申請は可能か。

A： 評価対象は、「工事等優秀者表彰」のみではなく、「北海道チャレンジ企業表彰」、「北海道新技術・新製品開発賞」の受賞も評価対象となります。したがって、いずれかの表彰又は受賞実績があれば評価対象となります。

ただし、評価対象期間は過去3年間となっております。

Q5-11： 「工事等優秀者表彰」と、「北海道チャレンジ企業表彰」を過去に受賞している場合、それぞれの表彰ごとに年1回申請(落札するまで)できるのか？

A： 「工事等優秀者表彰」、「北海道チャレンジ企業表彰」、「北海道新技術・新製品開発賞」について、複数の受賞実績があっても、それぞれの表彰ごとではなく、いずれかの表彰により「評価」され落札した場合は、以降の入札においては申請できません。

Q5-12： 地域精通度(施工実績)の評価基準は、どの基準を使うのか？

A： ガイドライン「Ⅲ-3-2-2 企業の施工能力等、(5)地域精通度(施工実績)標準評価項目」の評価基準を参考に、各建設管理部において選択します。

ただし、施工計画審査タイプⅠ型は、評価項目としておりません。



## 6 配置予定技術者

Q6-1： 「優秀現場代理人表彰」の評価対象は、主任技術者をさしますか、それとも現場代理人をさしますか？

A： 「優秀現場代理人表彰」は、表彰を受けた主任(監理)技術者の配置を評価の対象としております。

Q6-2： 「優秀現場代理人表彰」を受けた者が会社を変わった場合はどうなるか？

A： 評価対象は、表彰時に在籍していた会社と同一の所属として申請された場合に限るものとし、表彰時と異なる会社で申請された場合は評価しないものとします。

ただし、表彰後に合併または事業譲渡により、道の競争入札参加資格が消滅した会社に在籍していた場合は、合併新設会社および譲受会社を「表彰時に在籍していた会社」として取り扱って差し支えありません。

Q6-3： 配置予定技術者の申請に必要な書類はどのようなものか？

A： 技術評価項目申請書の中の配置予定技術者調書に必要事項を記入し、その内容を証明する資料（資格を証する書面、CPD受講証明書、表彰状の写し）をあわせて提出していただきます。

なお、継続教育の学習履歴等の証明書に記載される証明期間は、評価期間と一致するようにしてください。

例) 1年間で申請する場合は評価期間（前年度4月1日～前年度3月31日）の取得単位で評価するので、証明書に記載の証明期間についても、前年度4月1日～前年度3月31日、としてください。

Q6-4： 一人の主任(監理)技術者を複数の工事に申請することは可能か？

A： 総合評価落札方式における配置予定技術者の評価は、申請された技術者の「資格」や「表彰実績」等を評価しているもので、技術者個人を限定するものではないため、一人の技術者が複数の工事に申請することは可能となります。

ただし、落札後、申請した配置予定技術者の評価基準に該当しない場合は、ペナルティの対象となります。

Q6-5： 建設業法第15条第2号八により国土交通大臣が認定した者は、評価の対象となるか？

A： 評価の対象としません。

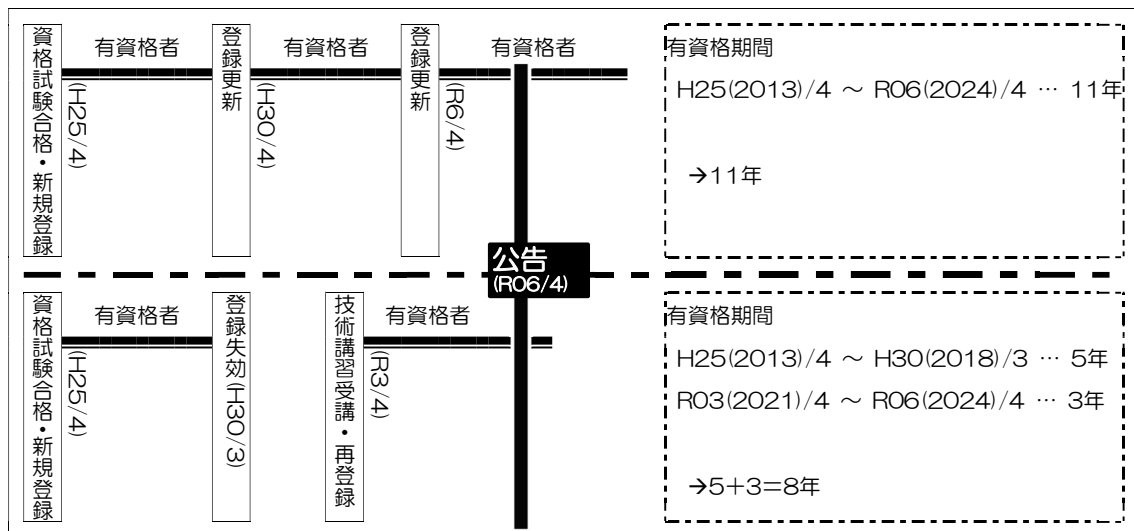
Q6-6： 専門工事タイプで主任(監理)技術者の資格として、技術士や1・2級土木施工管理技士以外の有効期間がある資格を評価対象とした場合において、資格取得から入札参加に至るまでの間に資格が失効した期間を含む場合の有資格期間の計算方法は？

A： 資格を有する期間を通算して計算することができます。(失効期間は加算しない。)

(例) 専門工事タイプ(舗装)において、

「舗装施工監理技術者(有資格期間×年以上)」を評価対象としている場合+

〔「舗装施工監理技術者」は登録期間5年であり、登録更新を行うと登録は5年間延長されます。有効期限までに登録更新の申請を行わなかった場合、登録は失効し資格を失います。登録失効者は、技術講習を受講し再登録申請を行うと、再び資格を得ることができます。〕



## 7 担い手の育成・確保

Q7-1： 追加技術者は、現場代理人と兼ねることは可能か。

A： 現場代理人との兼任は可能です。

Q7-2： 追加配置予定技術者の兼任配置を認める場合の同一市町村の範囲内は、どのように判断するのか？

A： 「入札の公告」に記載されている工事場所の市町村で判断します。また、「〇△町外」の場合は、「〇△町」とします。

Q7-3： 共同企業体で入札参加した場合に、その構成員2社の内、A社が主任技術者と現場代理人の兼任1人を配置し、B社が主任技術者1人を配置した場合に、B社の主任技術者が一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士の者である場合、この主任技術者は、追加技術者として加点されるか？

A： 加点点評価の対象となりません。

主任(監理)技術者に加えて、技術者を配置した場合に加点点評価の対象となります。

Q7-4： 共同企業体で入札参加した場合に、その構成員2社の内、A社が主任技術者と現場代理人の兼任1人を配置し、B社が主任技術者1人を配置した場合に、A社の主任技術者と現場代理人の兼任をしている者を、追加技術者として加点することは可能か。

A： 加点評価の対象となりません。

主任(監理)技術者に加えて、技術者を配置した場合に加点評価の対象としますので、主任(監理)技術者との兼任は評価しません。ただし、A社が主任技術者1人と、別に現場代理人1人を配置した場合は、その現場代理人が「技術者の追加配置」の評価基準を満たしており、「技術者の追加配置」の申請を行っていれば、加点評価の対象となります。

Q7-5： 追加技術者の確認方法については？

A： 工事監督員が確認するため、資格を証する書面の写しを「施工計画書」に添付してください。

Q7-6： 「技術職員の育成・確保」の技術職員とは、経営事項審査と同じ定義か？

A： 経営事項審査と同じ定義です。

- 技術職員は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ、又は同法第15条第2号若しくはハに該当する者、又は建設業法施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能者講習を修了した者であって、審査基準日以前に6か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者をいい、労務者（常用労務者を含む。）又はこれに準ずる者を除き、建設業に従事する者に限るものとする。

Q7-7： 「技術職員の育成・確保」の「直近の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）」とは、いつ時点から申請できるのか？

A： 「経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）」の通知日以降に、技術評価項目申請書を提出する工事からとなります。

Q7-8： 「技術職員の育成・確保」の「技術職員総数の確保」で、直近と直近の前の経営事項審査申請時の技術職員の総数を比較して、同数以上の場合に評価することとなっているが、直近の経営事項審査申請後に、新たに技術職員を採用した場合追加することは可能か？

A： 追加はできません。

「技術職員総数の確保」は、直近と直近の前の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）に記載されている技術職員数での比較としております。このため、直近の経営事項審査の審査基準日を過ぎてから新たに追加された技術職員は対象となりません。

Q7-9： 技術評価項目申請書「様式-6-2」②技術職員総数の確保において、「直近と直近の前の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）に記載されている技術職員の総数」を記載することとなっているが、通知書の「技術職員数」欄は、「一級、（講習受講）、監理補佐、基幹、二級、その他」に分かれて記載されているが、どの技術職員数を記載するのか？

A： 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）（以下「通知書」という。）に記載されている技術職員の総数は、通知書の「技術職員数」欄の最下段「合計」欄に記載された「一級」、「監理補佐」、「基幹」、「二級」、「その他」の人数を集計した総数を記載してください。  
 「（講習受講）」の人数は含めないことに留意願います。

（参考）

経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書												
許可区分					元請完成工事高及び技術職員数							
建設工事の種類		総合評定値(P)	完成工事高 年平均	評点(X1)	元請完成工事高 年平均	一級	講習受講	監理補佐	基幹	二級	その他	評点(X2)
①若手技術者の育成・確保の「技術職員35歳未満15%以上」 ①若手技術者の育成・確保の「新規技術者(35歳未満)1%以上」												
②技術職員総数の算出に使用												
※ 2021年4月より「監理補佐」が加点対象となっています。												

Q7-10： 「技術職員の育成・確保」で、①若手技術職員の育成・確保と②技術職員総数の確保の評価点の大きいものとなっているが、評価点の大きいものとは、申請者が判断してどちらか大きいもののみ申請するのか？

A： 申請する場合は、様式-6-2により、①と②の両方を申請してください。  
 提出いただいた申請書及び、資料の写しにより発注者が確認・比較して評価点の大きいものを評価点とします。

Q7-11： 「技術職員の育成・確保」について、JVの場合は構成員ごとに評価点を算出し、その平均点を評価点とするとは、構成員ごとに①若手技術職員の育成・確保と②技術職員総数の確保の素点を比較し、大きいものを、当該構成員の評価点として、平均点を計算しJVの評価点とするのか？

または、各構成員の①のみの素点を平均した評価点と、②のみの評価点を平均した評価点を比較して、大きいものをJVの評価点とするのか？

A： 構成員ごとに①若手技術職員の育成・確保と②技術職員総数の確保の素点を比較し、大きいものを、当該構成員の評価点として、平均点を計算しJVの評価点とします。

Q7-12： 新規の雇用で、新規学卒者を卒業年度を含む4か年度以内に雇用とは、具体的にどのような場合か？

A： 新規学卒者の雇用実績は、以下のそれぞれの場合が加点評価されます。

○令和6年度の場合

→ 雇用した年度が平成31(令和元)年度から令和5年度内であること。

(例) ・平成28年度～令和元年度卒業生を平成31(令和元)年度内に雇用

- ・平成29年度～令和2年度卒業生を令和2年度内に雇用
- ・令和30年度～令和3年度卒業生を令和3年度内に雇用
- ・令和元年度～令和3年度卒業生を令和4年度内に雇用
- ・令和2年度～令和5年度卒業生を令和5年度の12月までに雇用

なお、令和5年度内の雇用においては、令和6年1月～3月に卒業した者を採用しても評価の対象となりません。(令和6年4月1日時点で3か月を超える雇用関係の条件があるため)

<div style="text-align: center; background-color: #e0ffe0; padding: 2px;">                     &lt;&lt;&lt; 評価対象の採用期間 &gt;&gt;&gt;                 </div>									判定				
平成28年度 (2016年度) 4月・・・3月	平成29年度 (2017年度) 4月・・・3月	平成30年度 (2018年度) 4月・・・3月	令和元年度 (2019年度) 4月・・・3月	令和2年度 (2020年度) 4月・・・3月	令和3年度 (2021年度) 4月・・・3月	令和4年度 (2022年度) 4月・・・3月	令和5年度 (2023年度) 4月・・・3月	令和6年度 (2024年度) 4月・・・3月					
			●	雇用					■	○			
★			卒業	採用					4/1				
	★			卒業	採用	雇用			■	○			
			★			卒業	採用	雇用			■		
			★			卒業	採用	●	雇用	■	○		
				★			卒業	採用	●	雇用		■	
				★			卒業	採用	●	雇用	■	○	
					★			卒業	採用	●	雇用		■
					★			卒業	採用	●	雇用	■	×
						★			卒業	採用	●	雇用	

Q7-13： 「新規の雇用」の新規学卒者の雇用で、例えば、平成28年度に卒業した者が、平成29年度に一度企業Aに就職をしたが、平成30年度にその企業Aを退職し、平成31(令和元)年度に企業Bが雇用した場合、この企業Bは加点対象となるか？

A： 卒業後、一度他の企業に就職後退職した場合でも、卒業年度を含む4か年度以内に新規雇用したことになりますので、加点評価の対象となります。

Q7-14： 「新規の雇用」で、令和6年4月1日時点で3か月を超える雇用関係とは、具体的にはどのような場合か？

A： 令和5年12月に採用し、令和6年4月1日まで継続して雇用関係にある場合は加点評価の対象となりますが、令和6年2月に採用した場合は、雇用期間が3か月に満たないため、加点評価の対象となりません。

このため、基準日となる令和6年4月1日における過去3か月以上の雇用の継続と令和6年4月1日時点での雇用を証明する書類の提出が必要となります。

Q7-15：「新規の雇用」の、離職者の雇用で、建設業の許可を受けている企業Aに従事していた者で、企業Aを退職後、フリーターなどしていた者を、雇用した企業Bは加点の対象となるのか？

A：雇用した者が、過去に、建設業の許可を受けている企業に従事（正規雇用）していた者であれば、加点評価の対象となります。

Q7-16：「新規の雇用」で、採用時点で34歳10ヶ月でも、満35歳未満と考えてよいか？

A：現在満38歳でも、採用時点で満35歳未満であれば加点評価の対象となります。  
※平成28年度より、年齢要件を「35歳以下」から「35歳未満」と改正しております。

Q7-17：「新規の雇用」で、季節労働者として雇用した場合も加点の対象となるのか？

A：雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）を評価の対象としていますので、季節労働者等の雇用期間に定めのある労働者は、加点評価の対象となりません。

Q7-18：「新規の雇用」で、会社の役員は加点評価の対象外ですか？

A：役員等であっても「雇用期間の定めのない雇用契約労働者（正規雇用）」であり、雇用保険の被保険者となっていれば加点評価の対象となります。

Q7-19：「新規の雇用」の申請は複数の工事において申請可能ですか？

A：複数の工事において申請できます。  
ただし、複数の工事に重複して申請し先行する工事で落札予定者となった場合は、先行する工事以降の申請済みの工事の評価は、0点として評価値を算出します。（評価点事後審査方式の場合は、自己採点申請書を0点に修正）します。  
なお、先行する工事とは、入札日の早い順（同一入札日に複数申請している場合は、入札整理番号順）で判断することとし、評価点事後審査方式を含むものとします。  
また、同一入札日で複数申請している工事の内、施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事（以下「提出対象工事」という。）がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に判断し、その後、提出対象工事を入札整理番号順に判断します。

Q7-20：「新規の雇用」で、共同企業体の構成員の複数に新規雇用実績がある場合の「申請」の取扱いはどのようになりますか？

A：A・B共同企業体の構成員A・Bともに新規の雇用実績がある場合、構成員Aが、すでに以前の工事において当該建設管理部に申請をして、その工事を落札している場合は、構成員Aの新規の雇用実績をもって申請することはできません。  
ただし、同じ新規の雇用実績のある構成員Bが、それ以前の工事で申請し落札者になっていない場合は、構成員Bの新規の雇用実績をもって、A・B共同企業体の申請とすることができます。  
詳細は、「Q5-7」を参照願います。

Q7-21：「新規の雇用」で、単体で「申請」を行い落札した企業は、共同企業体で「申請」できますか？

A： ある建設管理部で「申請」を行い落札した企業は、その年度、その建設管理部における以後の工事について、単独・共同企業体などの型式を問わず、全ての入札で当該企業の新規の雇用実績による「申請」することはできません。

ただし、共同企業体で他の構成員が新規の雇用で「申請」し落札していない場合は、他の構成員の「申請」をもって当該共同企業体の「申請」とすることはできます。

Q7-22：「新規の雇用」で、新規雇用実績のない企業Aと新規雇用実績のある企業Bとの共同企業体で「申請」を行い落札し、その後の入札において企業Aが新規雇用実績のある企業Cと共同企業体を組んだ場合「申請」は可能か？

A： 評価基準は、新規雇用実績のある企業が各建設管理部において入札参加者の申請に基づき年1回に限り「申請」ができることとしております。従いまして、企業Aは新規雇用実績がないことから、新規雇用実績があり、また「申請」で落札していない企業Cと共同企業体を組んで「申請」することは可能です。

Q7-23：「新規の雇用」で、「※採用年齢の拡大や、高齢者雇用安定法に基づき雇用した企業を評価対象とするなど、地域の就労環境に応じて、各建設管理部で独自に評価対象の条件等を設定できる運用とする。」とは、具体的にどのような評価対象になるのか？

A： 各建設管理部で、採用年齢の設定や、高齢者を再雇用した企業を評価対象とするなど、評価対象の条件等を設定できることとなりますので、詳細については、各建設管理部へお問い合わせをお願いします。

Q7-24：「新規の雇用」で、技術評価項目申請書の様式-6-3に添付する資料の中に、①離職証明書の写しがあるが、雇用された本人が、この証明書を紛失している場合に、以前雇用していた建設業の許可を受けている企業を証明する他の資料では認められませんか？

A： この場合においては、以前従事していた企業の名称や住所が、客観的に判断できる書類であれば加点評価の対象とします。

Q7-25：「新規の雇用」で、技術評価項目申請書の様式-6-3に添付する資料の中に、⑤3か月を超える継続雇用されていることがわかる書面とあるが、どのような書面が必要となるのか？

A： 令和6年4月1日時点で3か月を超える雇用関係の確認できる書類であれば加点評価の対象とします。例えば、賃金台帳の写しなどが必要となります。

Q7-26：「地域の技能士の活用」について、北海道建設部土木工事共通仕様書（令和5年10月版）「1-1-1-54技能士の活用」表1-5に記載されている技能士の活用を、工事施行成績評定で評価しているが、総合評価落札方式における技能士等活用計画でそれらの技能士が加点評価された場合、工事施行成績評定での扱いはどうなるのか？

A： 平成26年度までは、総合評価落札方式で加点評価した職種の技能士は、工事施行成績評定では評価しない取り扱いでしたが、技能士の資格取得及びその活用、工事の品質向上に向けた取組を適切に評価するため、平成27年度から工事施行成績評定においても評価するよう見直しております。

ただし、工事施工成績評定の評価対象は、北海道建設部土木工事共通仕様書（令和5年10月版）「1-1-1-54技能士の活用」表1-5に記載されている職種となっております。

Q7-27：「高年齢者継続雇用」のうち、前年度の4月1日時点で雇用している満65歳以上の高年齢者を当該年度4月1日時点で継続雇用している場合で申請する場合、会社の役員も評価の対象になりますか？

A： 役員等の場合、対象になる人と対象にならない人がいます。

役員等で対象になる場合：役員等であっても同時に部長、支店長等の従業員としての身分を有しており、服務態様、賃金、報酬面等の面からみて労働者的な性格強く、雇用保険の被保険者となっている人は対象になります。

役員等で対象にならない場合：雇用保険の適用外となる『代表取締役』や『監査役』及び『合名会社・合資会社・合同会社の社員』並びに『有限会社の取締役のうち会社を代表する取締役』は、対象外となります。

Q7-28：「高年齢者継続雇用」の確認書類について、ガイドラインに下記の(ア)～(ウ)が記載されていますが、その使い分けを教えてください。

(ア) 健康保険被保険者証の写し及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し。

(イ) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び出勤簿や賃金台帳等の継続雇用されていることが解る書類の写し。

(ウ) 雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し。

A： (ア)～(ウ)の提出書類のその使い分けは下記のとおりです。

(ア)の場合：会社に正規雇用の社員として雇われている場合を想定しています。「高年齢者継続雇用」の対象外である代表取締役等ではないことを確認するため、健康保険被保険者証の写しに加え、雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写しの提出も必要です。

(イ)の場合：75歳以上の方は、健康保険の対象から外れ、後期高齢者医療制度の対象となるため、健康保険被保険者証による会社との関係（法人に使用される者）の確認が出来ないため、雇用保険被保険者資格取得確認通知書と継続して雇用されていることを証明する出勤簿や賃金台帳等の写しの提出が必要です。

(ウ)の場合：令和5年4月1日時点で満65歳以上の人を令和5年4月1日から令和6年4月1日までの間に継続して雇用している時に評価しますが、令和6年4月1日以降に対象者が退職した場合、健康保険被保険者証がないため、雇用期間を確認する雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写しの提出が必要です。

Q7-29：「新規の雇用」と「高年齢者継続雇用」の評価対象者では、技術職員と事務職員の区別はありますか？

A： 当該項目において、技術職員と事務職員の区別はありません。（ただし、各建設管理部で独自に設定している場合は除きます。）



Q7-30： 「ICT活用の取り組み」において、評価の対象となる工事は？  
(ただし、各建設管理部で独自設定している場合は、各建設管理部に確認してください。)

A： 当該建設管理部の発注した「ICT活用モデル工事<sup>(※)</sup>」とします。

(※) 次の全てを満たす工事とします。

- ・「ICT活用モデル工事」として入札公告された工事
- ・契約後に受発注者間でICT活用施工を行う協議が整い、必要な費用を発注者が負担した工事
- ・受発注者間の協議に従い、ICT活用施工により完成させた工事

なお、「ICT活用モデル工事」の評価対象工事において、工種は問いません。

(例 前年度に道路工事で「ICT活用モデル工事」をICT活用施工で完成させた場合、今年度の河川工事の総合評価落札方式入札「ICT活用の取り組み」で評価できる。)

## 8 地域の守り手確保

Q8-1： 「主たる営業所」の評価基準は、どの基準を使うのか？

A： ガイドライン「Ⅲ-3-2-5 地域の守り手確保、(1)主たる営業所の所在地 標準評価項目」の評価基準を参考に、各建設管理部において選択します。当該工事の入札参加資格の要件に設定した地域範囲に応じて定めることとなります。

ただし、施工計画審査タイプI型は、評価項目としておりません。

Q8-2： 「災害時の協定等」の評価基準において、建設管理部等との災害協定の有無を評価となっているが出張所との災害協定は評価の対象となるのか？

A： 建設管理部等との災害協定とは、各総合振興局・振興局、各事業課・出張所と締結した災害協定も対象とします。

Q8-3： 「公共土木施設の維持管理の実績」における評価対象は維持委託業務を請負った組合なのかそれとも構成員なのか？

A： 組合の構成員を評価の対象とします。

Q8-4： 評価項目「公共土木施設の維持管理の実績」について組合ではなく特定業務共同企業体による業務実施の場合、評価対象はどのようになるか？

A： 特定業務共同企業体による業務実績は、全ての構成員を評価対象とします。

Q8-5： 評価項目「地域企業の活用」の適用1「地域内企業活用比率」を申請する場合、計算の算出根拠を併せて提出しなければならないのか？

A： 算出根拠の提出は必要ありません。

ガイドライン「様式-7-2「地域企業の活用<適用1>地域内企業の活用比率」の該当する地域内企業活用比率にチェックを入れて提出してください。(計算方法は、ガイドライン「Ⅲ-2-3-5 地域の守り手確保、別表3「地域企業の活用」参照)

なお、履行確認の結果、実際の地域企業活用比率が申請時の地域企業活用比率未滿(10%以上20%未滿で申請した場合、10%未滿)となっている場合は、ペナルティの対象となります。

Q8-6： 「環境対策の認定制度等」において、北海道グリーン・Biz認定制度のレベル1でも評価されるのか？

A： レベル1～3 全て評価されます。

Q8-7： 「環境対策の認定制度等」において、「さっぽろエコメンバー登録制度」に登録されるものは評価対象となりますか？

A： 「さっぽろエコメンバー登録制度」に登録された事業所については、「北海道グリーン・Biz認定制度の優良な取組」部門の登録とみなすこととなっておりますので、評価の対象となります。

Q8-8： 「地域資材の活用」の評価対象となる事例とはなにか？

A： 当該建設管理部が設定した地域内に存する商工業社から工事資材を調達し、その調達金額が請負費の5%以上となる場合（領収書又は発注伝票で履行確認する）又は当該建設管理部が指定した工事資材を地域内で調達する場合に評価対象となります。また、工事資材の他、燃料、処理費、賃料（建設機械賃料、仮設材賃料）等も評価対象とします

Q8-9： 「地域資材の活用」の履行確認は領収書又は発注伝票などにより確認するとあるが、どのようにするのか？

A： 使用資材・調達金額・商工業者名・商工業者所在地が確認できるものがあれば様式は問いません。また、伝票1枚1枚の提出も必要ありません。商工業者ごとに取りまとめたもので調達金額を確認することも可能です。

Q8-10： 「多様な雇用への取組」において、協力雇用主の登録はどのように証明するのか？

A： 登録先の保護観察所が発行する証明書の写しを提出してください。  
なお、当該年度における、協力雇用主としての登録を確認できる証明書としてください。

Q8-11： 「公共土木施設の維持管理の実績」において、道路又は河川等とあるが、「等」とは具体的に何を指すのか？

A： 北海道の公共土木施設維持管理基本方針(平成29年3月改訂)P4の表1 維持管理の主な作業内容の表に記載のある施設を指します。具体的には、各建設管理部が管理する道路、河川、砂防（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、雪崩防止施設を含む）、及び海岸をいいます。

## 9 地域建設業経営環境評価

Q9-1： 過去5か年度平均受注額（分母）における当該建設管理部と契約を締結した工事の対象工事区分は「一般土木」工事のみか？

A： 工事の対象工事区分はなく、当該建設管理部発注工事のうち建設指導課発注工事を除く全ての工事を対象とします。

Q9-2： 「地域建設業経営環境評価」の中の計算に用いる受注額は、全ての請負工事を対象とするのか？

A： 緊急工事や単価契約の維持委託業務などは、受注額の対象としません。  
なお、実質の工期が翌年度となる工事（2、3月入札の〇国債や〇道債等の工事）においては、当該年度の2、3月の完成予定工事は、当該年度未完工事受注額（分子）に含めないこととしていいます。

Q9-3： 基準年を令和6年度とした場合、過去5年度より前の平成31年4月1日より前に契約され、平成31年4月1日以降も工事が継続している工事について、分母に含まれないのか？

A： ガイドライン「Ⅲ-3-2-6 地域建設業経営環境評価、【評価比率計算例②】」で示すとおり、平成31年4月1日より前に契約された工事でも、平成31年4月1日以降も工事が継続している工事につきましては、過去5か年度平均受注額の算出において、平成31(令和元)年度以後の各年度の最終支払額を分母に加え計算します。

Q9-4： 当日複数の入札に参加した場合、評価値の算出はどのようになりますか？

A： 入札当日複数の入札がある場合については、入札整理番号順に評価値の算出を行うものとし、当該工事において落札予定者となった者について、当該工事の前の入札整理番号の入札で落札予定者となっている場合、その契約予定金額を分子に加え評価値を算出します。(実質の工期が翌年度となる工事(2、3月入札の0国債や0道債等)と入札参加申請締切日が3月以前で入札日が4月以降の工事の入札についても同様に扱います。)

なお、施工体制評価において積算内訳説明書の提出を求める必要があり、積算内訳説明書の確認・審査後でなければ施工体制評価点が確定しない工事(以下、「提出対象工事」という。)がある場合は、先に提出対象工事以外の工事を入札整理番号順に評価値を算出し、その後、提出対象工事の評価値を算出します。

また、提出対象工事が複数ある場合は、提出対象工事の入札整理番号順に評価値を算出します。

Q9-5： 当日複数の入札に参加し、そのうち再度入札になった工事があった場合の評価値の算出はどのようになりますか？

A： 再度入札対象工事の評価値の算出については、初度入札の落札予定者決定後に、再度入札対象工事の入札整理番号順に評価値の算出を行うものとし、当該工事において落札予定者となった者について、初度入札及び再度入札の当該工事以前の入札整理番号の入札で落札者予定者となっている場合、その契約予定金額を分子に加え評価値を算出します。

Q9-6： 当該年度未完成工事受注額(分子)の扱いにおいて、申請締切日から開札日の間に工事完成検査した工事については、当該年度未完成工事受注額(分子)から除外するのか？

A： 当該工事年度未完成工事受注額(分子)は、申請締切日の前日までに工事完成検査を実施していない工事の受注額としているため、除外しません。

Q9-7： 当該年度未完成工事受注額(分子)の扱いにおいて、「工事完成検査を実施し引渡を行っていない工事の受注額」となっているが、指定部分の工事検査を実施し引渡を行った場合は、この指定部分に相応する請負代金相当額は除外するのか？

A： 当該工事年度未完成工事受注額(分子)は、申請締め切り日の前日までに工事完成検査を実施していない工事の受注額としているため、指定部分の工事検査、引渡が完了していても、指定部分以外の工事完成検査、引渡が完了していなければ、除外しません。

Q9-8： 実質の工期が翌年度となる工事(2、3月入札の0国債や0道債等)において、当該工事を3月に着手する場合、3月末工期の未完成工事は分子の計算に含めるのか？

A： 実質の工期が翌年度となる工事(2、3月入札の0国債や0道債等)において、当該工事を3月中に着手する場合においても、工期の大部分が次年度(4月)以降になるため、入札参加申請締切日前日時点で契約年度内完成工事(3月迄に完成予定の手持ち工事)は分子の計算には含めません。

Q9-9： 手持ち工事が、当初、3月完成の予定でしたが、12月の時点で発注者の都合により年度を繰り越す工期延期を行いました。この場合、実質の工期が翌年度となる工事（2、3月入札の〇国債や〇道債等）の入札において、この繰り越すこととなった工事を分子の計算に含めるのでしょうか？

A： 実質の工期が翌年度となる工事（2、3月入札の〇国債や〇道債等）の入札において、入札参加申請締切日前日時点で受注者の責め帰さない理由で年度を繰り越す契約変更を行っている場合、当該工事は手持ち工事とし分子の計算に含めます。

## 10 その他

Q10-1： 「地域技能士の活用」、「地域企業の活用」、「地域資材の活用」、「地域独自設定項目（履行確認必要となる評価項目の場合）」の不履行の場合の工事施行成績評定の減点はどうなるのか？

A： 工事施行成績評定の減点は不履行が1項目に対し、5点減点となります。

Q10-2： 「地域技能士の活用」の履行確認はどのように行うのでしょうか？

A： 工事施工中に、監督員が段階確認などの立会時に合わせて、申請している技能士の本人確認及び作業状況を確認することを原則とし、その確認状況を受注者が写真撮影し、施工計画書に添付することとしています。

ただし、監督員立会時に申請している技能士が作業していない場合など監督員による作業状況等の確認が困難な場合は、受注者が技能士の本人確認及び作業状況を写真撮影し、施工計画書に添付することにより、確認することができるものとしています。

Q10-3： 減点項目における共同企業体の取扱いはどのようになっていますか？

A： 共同企業体の構成員のいずれかが、過去6か月の措置による減点項目に該当すれば減点となります。

例えば、構成員それぞれが重要な瑕疵の補修請求と技術評価項目の不履行の事実があれば、-2点となります。

なお、乙型共同企業体などの分担施工において、明らかに責を負わないと認められる構成員については、減点の対象としないとともに、工事施行成績についても、減点前の成績にて、総合評価用施行成績を算出し評価することとしています。

Q10-4： 専門工事タイプの標準評価項目はどのようになりますか？

A： 工事内容に応じて「施工計画審査タイプ」又は「施工実績審査タイプ」の標準評価項目を準用し、各建設管理部において定めることとしています。

評価項目において、工場製作が主体の工事の場合は、「主たる営業所の所在地」ではなく、「工場の所在地」とする、また舗装工事の場合は、評価項目に「プラントの所有」「プラントの所在地」などを設定する場合があります。

Q10-5： 交代した配置予定技術者の評価の合計が入札時の評価の合計より下がらなければ減点の対象としないとあるが、共同企業体の場合の扱いは？

A： 共同企業体で配置予定技術者が交代した場合は、各項目で、最も評価の高い構成員のもので評価した合計が入札時の評価の合計より下がらなければ減点の対象とはなりません。

Q10-6：「評価点事後審査方式」とは、どの様な方式か？

A： 技術評価時の事務負担の軽減を図ることを目的に、従来の「入札書」に加え、入札参加者が各評価項目について自己採点を行った「評価点事後審査方式自己採点申請書」（以下、「自己採点申請書」という。）を、入札執行後に自己採点の評価内容が明らかとなる技術資料に基づく評価の審査を行ったうえで、落札者を決定する方式です。

Q10-7：「評価点事後審査方式」の「落札候補者」は、どの様に決めるのか？

A： 落札候補者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、落札者決定基準において示す総合評価の方法及び落札者の決定方法により得られた数値（以下、「評価値」という。）を、「入札金額」と「自己採点申請書」により算出し、評価値の最も高い第一順位の入札参加者となります。

Q10-8：「評価点事後審査方式自己採点申請書」の審査及び評価は、どの様に行うのか？

A： 技術評価項目の審査は、評価値の最も高い第一順位の落札候補者について行うものとし、技術資料の審査の結果、第一順位の落札候補者の自己採点に誤りがあり、評価値の順位に変動が生じた場合は、評価値の高い方から第二順位の者を落札候補者として選定し、技術資料に基づく審査を行います。

なお、第二順位の落札候補者の自己採点に誤りがあり評価値の順位に変動が生じた場合は、評価値の高い方から第三順位の者を落札候補者とし、以降、順位に変動が生じない時点まで、順に審査及び評価を行います。

Q10-9：「評価点事後審査方式で提出した自己採点申請書に誤りがあった場合、ペナルティ等の対象となるのか？

A： 自己採点申請書に誤りがあっても、ペナルティなどの措置は講じません。

Q10-10：「評価点事後審査方式」で提出した自己採点申請書に誤りがあった場合、修正及び再提出は可能か？

A： 修正・再提出はできません。

発注者の行う落札候補者の審査において自己採点申請書に誤りが確認された場合は、発注者が自己採点を超えない範囲で、評価値を修正します。

※ 評価項目の得点について過少に得点を申告した場合は、自己採点を超える得点の修正は行わず、自己採点の得点で評価値を計算します。

Q10-11：自己採点申請書の評価項目に過少と過大となる誤りがあった場合は、過大となる誤りのみ修正するのか？

A： 過大となる評価項目のみ、落札者決定基準に基づき発注者が修正します。

※ 評価項目の得点について過少に得点を申告した場合は、自己採点を超える得点の修正は行わず、自己採点の得点で評価値を計算します。

Q10-12：自己採点申請書の評価結果の通知は、支出負担行為担当者として審査及び評価していない、落札候補者以外の入札参加者へ通知するのか？

A： 評価結果の通知は、自己採点申請書の審査及び評価の対象となった落札候補者のうち、自己採点に誤りがあり支出負担行為担当者が修正した場合に限り、対象となる者へ通知することとし、それ以外の場合は通知しません。

なお、自己採点申請書の審査及び評価において、評価項目の得点について過少に得点を申告した場合は、自己採点を超える得点の修正は行わず、自己採点の得点で評価値を計算するため、この場合は「修正なし」として評価結果の通知はしません。

Q10-13：「円滑な事業執行への貢献度の評価」において、ある建設管理部で獲得したポイントは全道の建設管理部で適用されますか？

A： 地域独自設定項目である「円滑な事業執行への貢献度の評価」において、評価の対象となるポイントは該当建設管理部で獲得したポイントのみで、他の建設管理部で獲得したポイントは評価の対象となりません。

Q10-14：共同企業体で、「円滑な事業執行への貢献度の評価」の重点工事を受注し完成させた場合、全ての構成員が指定したポイントを獲得できますか？

A： 「円滑な事業執行への貢献度の評価」における各建設管理部重点工事を共同企業体で受注し完成させた場合、全ての構成員が指定したポイントを獲得できます。

Q10-15：共同企業体で、「円滑な事業執行への貢献度の評価」の評価項目を申請する場合、各構成員が獲得したポイントの平均で申請することになりますか？

A： 地域独自項目である「円滑な事業執行への貢献度の評価」における共同企業体の取扱は、ガイドライン「Ⅲ-3-3 共同企業体・企業合併等、(1)共同企業体の構成員としての実績の取扱い、地域の守り手確保、地域独自設定項目」では、地域の実情・評価項目に応じて各発注機関で評価方法を設定することとしており、詳細については該当の建設管理部へお問い合わせをお願いします。

Q10-16：技術評価項目申請書に不備がある場合、その入札において、失格になるのか？

A： 入札参加に際して、提出する技術評価項目申請書（添付資料も含む）に軽微でなく、審査・評価できないような不備等がある場合、該当評価項目において、加点評価されません。（その入札において失格にはなりません）